

講師として勤務を希望している皆様へ

## 「教員免許更新制」についてのお知らせ

☆平成21年3月31日までに授与された、有効期間の記載のない免許状を「旧免許状」と呼びます。

教員としての最新の知識技能を身につけることを目的とした教員免許更新制が、平成21年4月1日より実施されることになりました。

これにより、皆様がいつでも教壇に立てる状態にしておくためには、10年に1度の免許状の更新が必要となりました。

教員免許状を更新するためには、「免許状更新講習」を受講・修了し、教育委員会による「修了確認」を受けることが必要です。

### 1 「修了確認期限」の確認

各自の生年月日によって割り振られた「最初の修了確認期限」は、裏面【表1・表2】のようになっていますので、各自で御確認ください。

### 2 「免許状更新講習」について

#### (1) 受講期間

「免許状更新講習」は、いつでも受講できるわけではありません。

受講できる期間は、「修了確認期限」の2年2か月前から（平成23年3月31日に最初の修了確認期限を迎える方は平成21年4月1日から）と決められています。「免許状更新講習受講期間」についても裏面【表1・表2】で、御確認ください。

#### (2) 「免許状更新講習」の内容

ア「教育の最新事情に関する事項」12時間以上（必修）

イ「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」18時間以上（選択）

「免許状更新講習受講期間」内に、合計30時間以上を受講し、修了することが必要です。

#### (3) 申し込み方法

各自が「免許状更新講習」を開設している大学や教育機関等を調べて受講場所を決定し、受講場所が発行する申込用紙を入手します。そして、証明者に「講習を受講できる立場であること」の証明をもらい、受講する大学や教育機関等に、直接、申し込みを行います。

<証明の依頼>

※学校に勤務している方-----在籍校に依頼

※学校に勤務していない方-----講師登録した教育事務所や教育委員会等に依頼

#### (4) 「免許状更新講習」受講・修了後の申請

「免許状更新講習」を受講・修了しただけで、「免許更新」が完了するわけではありません。各自の「免許状更新講習受講期間」内に申請書を提出し、「更新講習の修了確認」を受ける必要があります。

<申請先>

※学校に勤務している方-----勤務地の都道府県教育委員会

※学校に勤務していない方-----居住地の都道府県教育委員会

<参考> 「教員免許更新制」については、文部科学省のホームページで、詳しく解説されています。  
文部科学省HPアドレス：<http://www.mext.go.jp/>

※ トップページにある「教員免許更新制」をクリックしてください。

## 最初の修了確認期限と免許状更新講習受講期間

(表1) 教諭免許状又は養護教諭免許状を所持する現職教員(栄養教諭を除く。)

受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習受講期間
①昭和30年4月2日～昭和31年4月1日, 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日, 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日 ～平成23年1月31日
②昭和31年4月2日～昭和32年4月1日, 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日, 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日 ～平成24年1月31日
③昭和32年4月2日～昭和33年4月1日, 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日, 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日 ～平成25年1月31日
④昭和33年4月2日～昭和34年4月1日, 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日, 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日 ～平成26年1月31日
⑤昭和34年4月2日～昭和35年4月1日, 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日, 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日 ～平成27年1月31日
⑥昭和35年4月2日～昭和36年4月1日, 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日, 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日 ～平成28年1月31日
⑦昭和36年4月2日～昭和37年4月1日, 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日, 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日 ～平成29年1月31日
⑧昭和37年4月2日～昭和38年4月1日, 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日, 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日 ～平成30年1月31日
⑨昭和38年4月2日～昭和39年4月1日, 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日, 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日 ～平成31年1月31日
⑩昭和39年4月2日～昭和40年4月1日, 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日, 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日 ～平成32年1月31日

(表2) 栄養教諭免許状を所持する現職教員(栄養教諭)

免許状を授与された日	最初の修了確認期限	免許状更新講習受講期間
①平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日 ～平成28年1月31日
②平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与され た旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日 ～平成29年1月31日
③平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与され た旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日 ～平成30年1月31日
④平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与され た旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日 ～平成31年1月31日